

株 主 各 位

東京都千代田区三番町6番地26  
株式会社ソフトフロントホールディングス  
代表取締役社長 野 田 亨

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って2019年12月19日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号  
アイビーホール 3階 アロン  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4. 議決権行使についてのご案内
  - (1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
  - (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019年12月19日（木曜日）午後5時15分までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**当日は午前9時30分より受付を開始いたします。**
  - ◎株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎本臨時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブサイト

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年12月19日（木曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。  
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (3) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 <以下略>	第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 <以下略>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条～第9条 (条文省略)	第5条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第10条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u>	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u>
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 当社の株式に関する取扱い <u>および手数料は、法令および本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第11条 当社の株式に関する取扱い <u>及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集地)	(招集地)
第12条 株主総会は、東京都内 <u>またはこれに隣接する地において招集する。</u>	第12条 株主総会は、東京都内 <u>又はこれに隣接する地において招集する。</u>
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載<u>または</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議によって解任することができる。</p> <p>2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議により解任することができる。</p> <p>2. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  <u>第24条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長および取締役社長を各1名、ならびに取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  <u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の<u>予選決議の有効期間</u>)</p> <p><u>第24条</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第25条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長及び取締役社長を各1名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 <u>取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第32条</u> （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第33条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第32条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p><u>第33条</u> （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該選任決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<p><u>第34条 監査等委員会の招集通知</u>  は、会日の3日前までに各  監査等委員に対して発す  る。ただし、緊急の必要が  あるときは、この期間を短  縮することができる。</p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があ</u>  るときは、招集の手続きを  経ないで監査等委員会を開  催することができる。</p>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<p><u>第35条 監査等委員会に関する事項</u>  は、法令又は本定款のほ  か、監査等委員会において  定める監査等委員会規程に  よる。</p>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<p><u>第36条 監査等委員会は、その決議</u>  によって、常勤の監査等委  員を選定することができ  る。</p>
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u>
	<p><u>第37条 監査等委員会は、法令又は</u>  本定款に定めのある事項を  決定するほか、その職務遂  行のために必要な権限を行  使する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第38条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第39条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u>  <u>第40条</u> 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</p>
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p>
(新設)	<p><u>(選任及び任期)</u>  <u>第41条</u> 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。  <u>2.</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  <u>3.</u> 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2019年12月20日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>



**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	のだ とおる 野田 亨 (1960年9月16日生)	1984年4月 三菱商事株式会社入社 2003年7月 Berlitz International, Inc. (現Berlitz Corporation) Chairman, President & CEO 2007年7月 株式会社西友 (現合同会社西友) 執行役Executive Vice President & COO 2010年2月 合同会社西友代表社員CEO ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 (現ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社) 代表社員CEO 2012年8月 株式会社アルク代表取締役社長 2016年5月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォロン、以下同じ) 執行役員CSO 2016年9月 同社取締役副社長 2017年9月 株式会社サイト・パブリス代表取締役 2018年6月 当社取締役会長 (社外取締役) 2019年1月 株式会社コーチ・エイ社外取締役 (現任) 株式会社大洋システムテクノロジー取締役 (現任) 2019年2月 当社代表取締役会長 2019年4月 当社代表取締役社長 (現任) 株式会社AWESOME JAPAN代表取締役社長 株式会社ソフトフロントジャパン取締役 (現任) 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役 (現任) 2019年5月 デジタルポスト株式会社取締役 2019年9月 デジタルポスト株式会社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ソフトフロントジャパン取締役 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役 デジタルポスト株式会社代表取締役社長 株式会社デジタルフォロン取締役 株式会社コーチ・エイ社外取締役	100,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	さ とう かず のり 佐 藤 和 紀 (1971年11月11日生)	1990年4月 松下電送株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1994年7月 システムセンス株式会社入社 2000年6月 株式会社ソフトフロント(現当社)入社 2005年4月 当社執行役員SPP事業本部副本部長 2005年6月 当社取締役SPP事業本部長 2007年3月 当社取締役研究開発担当(現任) 2016年8月 株式会社ソフトフロントR&D代表取締役社長 株式会社ソフトフロントジャパン取締役 2017年2月 株式会社グッドスタイルカンパニー取締役 2017年4月 株式会社ソフトフロントR&D取締役 2017年12月 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役 2019年9月 デジタルポスト株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) デジタルポスト株式会社取締役	8,371株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とのきかず ひこ 殿 木 和 彦 (1968年1月22日生)	1990年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1994年7月 公認会計士登録 1999年12月 株式会社ガーラ取締役管理本部長 2001年9月 トライベック・ストラテジー株式会社設立 取締役CFO 2004年6月 オートバイテル・ジャパン株式会社 （現オートックワン株式会社）監査役 2011年9月 トライベック・ストラテジー株式会社 代表取締役社長 2014年11月 同社代表取締役会長 2017年5月 株式会社大洋システムテクノロジー （現株式会社デジタルフォールン、以下 同じ）執行役員CFO 2017年9月 株式会社サイト・パブリス取締役 2017年10月 株式会社大洋システムテクノロジー 取締役常務執行役員CFO 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2018年7月 株式会社大洋グローバルビジネス取締役 2018年10月 株式会社大洋システムテクノロジー 取締役専務執行役員CFO 2019年9月 株式会社デジタルフォールン取締役（現任） 2019年10月 株式会社大洋グローバルビジネス 取締役財務担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社デジタルフォールン取締役 株式会社大洋グローバルビジネス取締役財務担当	一 株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	樋口 収 (1960年5月31日生)	<p>1991年4月 弁護士登録</p> <p>1991年4月 成和共同法律事務所入所</p> <p>1993年6月 成和共同法律事務所パートナー</p> <p>2002年1月 京総合法律事務所(ドーシー・アンド・ウィットニー外国法事務弁護士事務所特定共同事業事務所) パートナー</p> <p>2004年2月 敬和総合法律事務所パートナー(現任)</p> <p>2006年4月 株式会社キャピタルメディアカ監査役</p> <p>2008年6月 株式会社大泉製作所社外監査役</p> <p>2013年6月 日本水産株式会社社外監査役</p> <p>2017年5月 エルナー株式会社社外監査役</p> <p>2018年5月 エルナー株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>敬和総合法律事務所パートナー</p> <p>エルナー株式会社社外取締役</p>	一 株
3	川崎 晴一郎 (1978年12月6日生)	<p>2001年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>2005年5月 公認会計士登録</p> <p>2008年1月 川崎公認会計士事務所(現KMS経営会計事務所)代表(現任)</p> <p>2011年5月 株式会社エイゾン・パートナーズ取締役</p> <p>2011年7月 税理士登録</p> <p>2016年1月 株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役(現任)</p> <p>2017年6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>KMS経営会計事務所代表</p> <p>株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役</p>	一 株

- (注) 1. 殿木和彦及び樋口収の両氏と当社との間には特別の利害関係はありません。川崎晴一郎氏は株式会社エイゾン・パートナーズの代表取締役であり、当社は同社と会計コンサルティング業務委託の取引関係があります。
2. 殿木和彦、樋口収及び川崎晴一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 殿木和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営に関する高い見識及び公認会計士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年5か月となります。
- (2) 樋口収氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識及び幅広い経験を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、現在の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5か月となります。また、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 川崎晴一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくためであります。

4. 当社は殿木和彦、樋口収及び川崎晴一郎の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は樋口収氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2000年6月29日開催の第3回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき、また、この限度額とは別枠で、2016年6月24日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として、年額30百万円（うち社外取締役分年額5百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これらを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

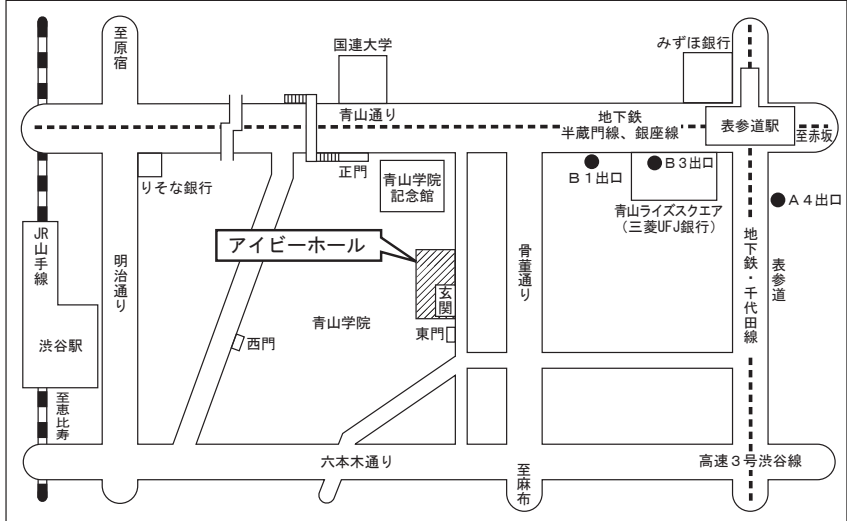
以 上





# 株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号  
アイビーホール 3階 アロン



(交 通) 東京メトロ (銀座線、半蔵門線、千代田線)  
表参道駅下車 (B1又はB3出口より徒歩約5分)

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車での  
ご来場はご遠慮願います。